

被扶養者現況届（配偶者用） ※裏面の注意事項参照の上、記入して下さい。

- 被扶養者に認定する為必要なものですので、各事項について正確にご記入ください。 ●後日記入の事実との相違が判明した場合は遡って認定取り消しになる場合があります。
- 記載事項の秘密は厳守いたします。 ●各種休業補償の手当を受けている方で日額が下記記載の認定不可の範囲となる方はこの届出はできません。

認定対象者氏名及び被保険者との続柄 (夫・妻)		④ 今まで加入していた(している)健康保険に○印をしてください。	A. 社保 B. 健保 C. 共済 D. 国保 E. A~D等の被扶養者 F. その他()		
生年月日 昭和 年 月 日生(才) 平成			⑤ 上記のA~Cに加入の場合 任意継続の有無 有の場合は加入先の保険者名及び資格喪失日を記入してください。	有・無 保険者名称() 資格喪失日:平成 年 月 日 ※資格喪失証明を添付。	
婚姻年月日 昭和 年 月 日 婚姻 平成					
① 現在の就業の有無 (有の場合は勤務状況を記入し、会社名・所在地を記入してください。)	無 有⇒週 日 1日 時間 勤務	⑥ 失業給付金受給の有無 該当の箇所に○をし、記載の書類を添付してください。 (有の場合受給期間を記入し、無の場合は理由を記入してください。) B及びCの方は添付書類については健保にお尋ねください。	(これから受給の場合も有) A.有 (平成 年 月 日迄受給) ※これから受給の方は 離職票(写) 添付後日受給者証の表裏(写)を提出のこと ※受給中の方は 受給者証の表裏(写) 添付(㊤日額¥3,612以上の方は認定不可です)		
	会社名 所在地 ※有の方は 所得証明書と、給与明細(写)(直近3か月分)又は雇用契約書 を添付。 ※勤務歴の無い方は 所得証明書 を添付。		B.受給延長手続きを(した これからする) C.無 理由()		
② 退職の場合は入社・退職年月日及び勤務年数を記入してください。	昭和・平成 年 月 日 入社 平成 年 月 日 退職 【 年 ヶ月 勤務】	⑦ 公的年金受給の有無 (有の場合は名称と1ヶ月当りの金額を記入してください。) ※添付書類、裏面参照。	無 有⇒名称(年金、 年金) 1ヶ月総額 (円)		
③ 退職理由 (該当の箇所に○印をし、その他の場合は理由を記入してください。) B及びCの方は直近の「支給決定通知」の(写)を添付。(これからの方は後日提出してください) ㊤B,Cとも日額¥3,612以上の方は認定不可です	A. 定年による	⑧ その他の収入の有無 (有の場合は該当する収入に○印をし、1ヶ月の収入を記入してください。) ※添付書類、裏面参照。	有・無 副業収入 不動産収入 その他(収入)		
	B. 疾病による(これから受給の場合も有) ・傷病手当金受給の有無(有・無) 日額(円)		1ヶ月(円)		
	C. 出産による(これから受給の場合も有) ・出産手当金受給の有無(有・無) 日額(円) ※すでに受給終了の方 (平成 年 月 日まで受給、または受給予定)	⑨ 出産による退職の方	平成 年 月 日出産 平成 年 月 日出産予定		
D. 自己都合による	⑩ 主として被保険者の収入で生計を維持していますか。	はい ・ いいえ			
E. その他(による退職)					

大阪府電気工事健康保険組合理事長 殿

平成 年 月 日

上記の通り相違ありません。

上記を確認しました。

被保険者保険証記号・番号 【 . 】

事業所名称

被保険者氏名

㊤

事業主氏名

㊤

<注意事項および添付書類のご案内>

1. ① 現在の就業の有無 …… 最終勤務先を記入して下さい。自営業を廃業した場合は、「**廃業届(写)**」を添付して下さい。
2. ③ 退職理由 …… あてはまる理由を選んでください。また B 及び C の方は各手当金受給の有無（受給予定の方も有として下さい）と給付金の日額を記載してください。直近の「**支給決定通知書(写)**」を添付して下さい。①
3. ⑤ 任意継続加入の有無 …… 有の場合ですでに資格喪失している方は、「**資格喪失証明書**」を添付して下さい。
4. ⑥ 失業保険受給の有無 …… 受給期間を満了している場合は、「**雇用保険受給資格者証(写)表・裏**」を添付して下さい。

※申請の際に離職票（写）を提出された方は、後日必ず雇用保険受給資格者証に「給付制限期間」及び「給付開始日」が記載された旨確認の上、

「雇用保険受給資格者証(写)表・裏」を提出して下さい。②

5. ⑦ 公的年金受給の有無（7） …… 年金（遺族年金、障害年金、企業年金を含むすべての年金）を受給中の場合は、「**所得証明書**」と直近の「**振込通知書(写)**」又は直近の「**改定通知書(写)もしくは源泉徴収票(写)**」など年額の分かる書類を添付して下さい。
6. ⑧ その他の収入 …… 給与、年金以外の収入がある場合は、「**所得証明書**」と最近3ヶ月分の「**報酬の明細書(写)**」、など金額の確認できるものを添付して下さい。なお、その他の収入により確定申告をしている方は直近の「**確定申告書(写)（経費記載の欄も併せて）**」を添付して下さい。

① 給付日額が「¥3,612」以上の場合は認定不可ですのでこの届出はできません。

② 給付日額が「¥3,612」以上の場合は「給付制限期間」を超えての認定はできません。予めご了承ください。（給付開始日をもって削除になります。）

※退職が理由で申請される方以外は「所得証明書」は必須です。併せて表面記載分と上記状況に照らして必要書類を添付して下さい。